

令和7事業年度

事業報告書

日本司法支援センター

【目 次】

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	3
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	5
4	中期目標	7
	(1) 概要	
	(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	10
6	中期計画及び年度計画	11
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	15
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
	(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	24
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業績の適正な評価の前提情報	26
	(1) 情報提供業務	
	(2) 民事法律扶助業務	
	(3) 震災法律援助業務	
	(4) 国選弁護等関連業務	
	(5) 司法過疎対策業務	
	(6) 犯罪被害者支援業務	
	(7) 受託業務	
10	業務の成果と使用した資源との対比	33
	(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	
	(2) 自己評価	
	(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価 の状況	
11	予算と決算との対比	37

1 2	財務諸表	38
(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 3	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	41
(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 4	内部統制の運用に関する情報	42
1 5	法人の基本情報	43
(1)	沿革	
(2)	設立に係る根拠法	
(3)	主務大臣	
(4)	組織図	
(5)	事務所の所在地	
(6)	主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7)	主要な財務データの経年比較	
(8)	翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
1 6	参考情報	48
(1)	要約した財務諸表の科目の説明	
(2)	その他公表資料等との関係の説明	

令和7年度のトピックス

1 犯罪被害者支援の拡充

- (1) 令和6年4月24日に公布された「総合法律支援法の一部を改正する法律」（令和6年法律第19号）が令和8年1月13日に施行され、犯罪被害者等支援弁護士制度（犯罪被害者等法律援助）の運用を開始しました。

殺人や性犯罪等の犯罪の被害者等であって、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがある被害者等を包括的かつ継続的に援助する制度になります。

- (2) 犯罪の被害に遭われてお困りの方のお悩みを多角的・総合的に支援救済することを目指し、令和7年4月から令和8年3月にかけて、全国8か所において「ワンストップ相談会」を開催しました。対面での相談に加え、電話やオンラインも活用し、弁護士、心理専門職、社会福祉士、警察官、行政機関の相談員等をワンチームとして包括的な相談体制にて対応しました。

2 若年者支援

警察庁やこども家庭庁等と連携し、いわゆる「闇バイト」問題に悩む若年者等やその御家族の方が、無料で弁護士や社会福祉士に相談できる「闇バイト脱出のための電話相談会」を東京都、愛知県で開催しました（令和7年7月、令和8年3月）。

行き場がなく、支援を受ける必要があるものの、従来型の行政による支援を受けることに抵抗感を感じる若年者等を支援するため、令和7年4月から、いわゆる「トー横」問題を受けて東京都が設置した総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」に常勤弁護士を派遣し、情報提供業務の一環として、法制度の説明や適切な相談窓口を案内する取組を本格的に開始しました。常勤弁護士が相談窓口の支援員と共に若年者等とコミュニケーションを図り、様々な悩みを聴き出し、悩みに応じた適切な支援に繋ぐとともに、支援員の法的知識向上を目的とした研修も複数回実施しました。

福岡市のいわゆる「警固」界限における同様の問題を抱える若年者を支援するため、福岡県や福岡県警察と連携し、関係機関・団体が参加する協議会に出席して若年者支援に関する講演や意見交換を行ったほか、支援センターと東京都との連携を活かして、福岡県警察本部による「きみまも@歌舞伎町」視察及び東京三弁護士会との意見交換会を実施しました（令和8年1月）。また、「警固」界限で若年者支援活動をしている関係機関・団体の支援員の法的知識向上を目的とした研修を実施しました（令和8年3月）。

3 コンプライアンス推進室の新設

近時、組織におけるコンプライアンスの推進は社会的要請でもあるところ、国民の司法アクセスを支援するという公益的活動を担っている当センターの性質からすれ

ば、当センターにおいても、コンプライアンスの推進に取り組む必要性は大きいと考えられます。

そこで、当センターでは、従前、内部統制部門として内部統制推進委員会、同委員会の下部組織であるリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置して内部統制を行っていましたが、前述したコンプライアンスの推進のため、令和8年3月、内部統制推進委員会及びコンプライアンス委員会を廃止、再編し、常設の室であるコンプライアンス推進室を設置し、内部統制体制を強化、整理しました。

1 法人の長によるメッセージ

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを支援する組織として、総合法律支援法により平成 18 年 4 月 10 日に設立され、同年 10 月 2 日から業務を開始しました。以来、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要 5 業務と受託事業を実施してまいりました。

国民の司法アクセスへのニーズは年々拡大するとともに多様化し、当センターの役割や業務は年を追って拡大しています。大規模災害の被災者の支援はその一つであり、東日本大震災の被災者に対しては、平成 24 年制定の特例法が令和 3 年 3 月 31 日に失効するまでの間、「東日本大震災法律援助事業」を実施したほか、平成 28 年からは、同年 5 月に成立した改正総合法律支援法に基づき、政令で指定された災害の被災者に対する「被災者法律相談援助」を行ってきました。

また、多様な利用者の状況に即した支援の充実のため、同法により、平成 30 年 1 月から認知機能の十分でない高齢者・障がい者等に対する「特定援助対象者法律相談援助」や DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する「DV等被害者法律相談援助」を開始しました。

国選弁護等関連業務の対象も順次拡大し、平成 30 年 6 月からの改正刑事訴訟法施行により、被疑者国選弁護の対象事件は全ての勾留事件にまで拡大しました。

その他、福祉機関等との連携による司法ソーシャルワークの推進による支援の充実に努めてまいりました。

令和 7 年度は、当センターにおいて、社会的に問題が指摘されている諸課題に関して、犯罪被害者、若年者等、靈感商法等の被害者等の司法アクセス拡充を図るため、これらの人々が直面する問題に対して関係機関と連携して対応することにより、総合的な問題解決の糸口を相談者に提供する活動を各地で展開するとともに、内部統制の一層の充実を図りました。

まず、令和 6 年 4 月に成立した改正総合法律支援法の施行に伴い、令和 8 年 1 月 13 日から犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を行う犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）が新たな業務として開始されました。令和 7 年度は、年度内の運用開始に向けて、関係機関・団体等と連携を図りつつ、人的・物的体制の整備や担い手となる弁護士の確保、制度の周知・広報等の必要な準備を着実に進めました。また、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政機関の相談員等多職種が連携し、犯罪の被害に遭われてお困りの方のお悩みを多角的・総合的に支援・救済することを目指し、「ワンストップ相談会」を開催しました。

次に、社会問題化し若年層等がターゲットになっている、いわゆる「闇バイト」問題に対応するため、「闇バイト」問題に悩む若年者等やその御家族の方が、無料で弁護士や社会福祉士に相談できる「闇バイト脱出のための電話相談会」を開催しました。また、行き場がなく、支援を受ける必要があるものの、従来型の行政による支援を受けることに抵

抗感を感じる若年者等を支援するため、いわゆる「ト一横」問題を受けて東京都が設置した総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」に常勤弁護士を派遣し、法制度の説明や適切な相談窓口を案内する取組を本格的に開始しました。常勤弁護士が相談窓口の支援員と共に若年者等とコミュニケーションを図り、様々な悩みを聴き出し、悩みに応じた適切な支援につなぐとともに、支援員の法的知識向上を目的とした研修も複数回実施しました。加えて、福岡市のいわゆる「警固界限」における同様の問題を抱える若年者を支援するため、関係機関・団体が参加する協議会に出席して若年者支援に関する講演や意見交換を行ったほか、「警固界限」で若年者支援活動をしている関係機関・団体の支援員の法的知識向上を目的とした研修を実施し、若年者等に向けた司法アクセスの拡充やその準備を図りました。

さらに、従前、内部統制部門として内部統制推進委員会、同委員会の下部組織であるリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置して内部統制を行っていましたが、近時、組織におけるコンプライアンスの推進は社会的要請でもあることを踏まえ、当センターにおけるより一層のコンプライアンスの推進のため、令和8年3月、内部統制推進委員会及びコンプライアンス委員会を廃止、再編し、常設の室であるコンプライアンス推進室を設置するとともに、内部統制推進基本規程の新設、リスク管理規程の改正等、関係規程の整備も行い、内部統制体制を強化・整理しました。

今日、多岐にわたる法的支援ニーズへの対応の充実が一層求められる時代にありますが、当センターは、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指して、組織体制の整備・充実、業務の改善等の取組をより適切に推進してまいります。

日本司法支援センター
理事長 白石 史子



2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

日本司法支援センター（以下「支援センター」といいます。）は、総合法律支援法（以下「法」といいます。）に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、法が定める総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としています（法第14条）。

(2) 業務内容

法等に基づき、主に次のような業務を行っています。

○本来業務（法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問合せに応じて、電話、面談、チャット、電子メール等により、法制度に関する情報と、相談機関・団体（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号、第3号、第4号）

- ① 経済的に困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（一般法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助及び書類作成援助）業務。
- ② 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談援助業務（平成30年1月24日施行）。
- ③ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定された大規模災害の被災者を対象に、災害発生日から1年を超えない範囲内で、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施する被災者法律相談援助業務（平成28年7月1日施行）。

ウ 国選弁護等関連業務（第6号）

- ① 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人及び国選付添人候補の指名並びに裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務。
- ② 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第7号）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法的サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、支援センターに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第8号、第5号、第9号）

- ① 犯罪の被害に遭われた方や御家族の方などが、そのとき最も必要とする支援を受けられるよう、被害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提

供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して、適切な相談窓口の紹介や取次ぎをし、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務。

- ② DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務（平成30年1月24日施行）。
- ③ 殺人や性犯罪などの犯罪の被害者等であって、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがある被害者等を包括的かつ継続的に援助する犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）（令和8年1月13日運用開始）。

カ 被害者参加旅費等支給業務（第10号）

犯罪の被害に遭われた方や御家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費等を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

○受託業務（法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

○東日本大震災法律援助事業（東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律第3条第1項。ただし、令和3年3月31日に失効。）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況を問わず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

○特定被害者法律援助事業（特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律第3条第1項）

特定不法行為等（※）に係る被害者につき、①資力の状況にかかわらず、弁護士等による無料法律相談（特定被害者法律相談援助）や民事事件手続における弁護士費用等の立替え（特定被害者代理援助）等及び民事保全手続における担保の提供を行い、②これらの援助に係る立替費用等の償還を援助終結まで猶予し、③援助終結後、一定以上の資力を有する場合等の例外的な場合を除き、その償還を免除できる業務。

※「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」を理由とする所轄庁等による解散命令請求等の原因となった不法行為等及びこれらと同種の行為であって、解散命令請求等の対象宗教法人又はその関係者によるもの。

3 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

令和7年度の法務省の政策体系は15の柱から構成されていますが、支援センターの各業務と法務省の政策ごとの予算との対応関係につきましては、以下のとおり「【基本政策】基本法制の維持及び整備」「【政策】司法制度改革の成果の定着に向けた取組」に係る「【施策】総合法律支援の充実強化」の下に位置づけられています。

法務省の政策体系	予算科目	支援センターの業務
【基本政策】基本法制の維持及び整備 【政策】司法制度改革の成果の定着に向けた取組 【施策】総合法律支援の充実強化 （裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）	日本司法支援センター運営費交付金	・ 情報提供業務 ・ 民事法律扶助業務 ・ 司法過疎対策業務 ・ 犯罪被害者支援業務
	国選辩护人確保業務等委託費	・ 国選弁護等関連業務 ・ 犯罪被害者支援業務

なお、政策体系図は次のページのとおりです。

日本司法支援センター 政策体系図

背景

司法制度改革の必要性

身近で利用しやすい、適正・迅速で、信頼のできる司法制度の構築

- 司法制度改革審議会意見書(平成13.6.12)
- 司法制度改革推進計画(平成14.3.19閣議決定)
- 民事法律扶助の拡充
- 司法の利用相談窓口(アクセス・ポイント)の充実とネットワーク化の推進による司法に関する総合的な情報提供
- 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備
(公正中立な運営主体を設けて公的資金を導入)等

- 総合法律支援法成立(平成16.6.2公布)
【基本理念】
民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指す
- 日本司法支援センター設立(平成18.4.10)
【目的】
総合法律支援関係事業の迅速・適切な遂行

経済財政運営と改革の基本方針2021 (骨太の方針) (令和3.6.18)

- ・総合法律支援の充実・強化を図る
- ・犯罪被害者等施策を推進する

認知症施策推進大綱(令和1.6.18)

権利擁護支援の地域ネットワークにおける法テラスの法的支援制度の円滑利用

民事司法制度改革の推進について (令和2.3.10)

- 民事裁判手続等のIT化に当たって、本人訴訟を行う
本人に対する法的助言を含めたサポート等を行う など

第4次犯罪被害者等基本計画(令和3.3)

犯罪被害者等の個別の状況に応じた相談窓口等の紹介・精通弁護士等の紹介 など

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和3年度改訂) (令和3.6.15)

- 多言語での法的支援を適切に実施するとともに
更なる利便性向上・積極的な周知・広報を行う

政策体系

【基本政策】 基本法制の維持及び整備

【政策】 司法制度改革の成果の定着に向けた取組

【施策】 総合法律支援の充実強化(裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の法律専門職者のサービスにより身近に受けられるよう)するための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る、)

日本司法支援センターの主な業務

情報提供

- 弁護士や、司法書士等の隣接法律専門職者などに関する情報等を収集・整理し、以下の方法で提供
 - ・コールセンターの設置
 - ・全国の地方事務所に専門職員を配置

※紛争解決への道案内

民事法律扶助

- 資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施
 - ・弁護士・司法書士費用や書類作成費用の立替え
 - ・無料法律相談
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談を実施
- 認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施

国選弁護等関連

- 国選弁護等に関する以下の業務を実施
 - ・支援センターと契約した弁護士を国選弁護人等の候補として裁判所に通知
 - ・国選弁護人等に対する報酬の支払

※裁判員制度等の実施を支える国選弁護体制の整備

司法通訳対策

- 司法通訳地域に常勤弁護士を配置し、以下のサービスを提供
 - ・有償での事件処理
 - ・民事法律扶助業務・国選弁護人確保業務の全国均質遂行

犯罪被害者支援

- 犯罪被害者支援に関する以下の業務を実施
 - ・ストーリー等の被害者に対する資力を問わない法律相談を実施
 - ・被害者参加人に付される国選弁護士の候補を裁判所に通知
 - ・被害者参加人へ旅費等支給
 - ・犯罪被害者支援に関する情報を収集・整理、提供(弁護士も紹介)

4 中期目標

(1) 概要（令和4年4月～令和8年3月）

支援センターは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」といいます。）の実施及び体制整備の中核を担う法人です。

平成18年の業務開始以来、全国の拠点で、常勤弁護士を含む職員により関係機関等と連携するなどして法的サービスの提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上にも努め、総合法律支援法に定められた情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務などの各種業務を適切かつ迅速に実施することで司法アクセス障害の解消に寄与してきました。

また、平成24年度から令和2年度まで、いわゆる震災特例法に基づき、東日本大震災の被災者に対し、「資力を問わない法律相談援助」などを広く実施したほか、平成28年の総合法律支援法の改正に基づき大規模災害の被災者、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者・障がい者等（特定援助対象者）及びストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法的援助を開始したことに加え、「司法ソーシャルワーク」を推進してきました。

支援センターの業務は、憲法で保障されている裁判を受ける権利や刑事被告人の国選弁護人選任権等を実現するために不可欠であり、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しており、極めて公共性が高く重要です。

また、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「総合法律支援の充実・強化」が掲げられたほか、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の「民事司法制度改革の推進について」（令和2年3月取りまとめ）において、「民事裁判手続等のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備」・「在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するための対応策」を担う一機関と位置付けられ、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」（令和3年6月取りまとめ）においては、在留外国人等の増加に伴って生じる法律トラブル等への適切な対応を担う機関と位置付けられています。

その他、認知症施策推進関係閣僚会議の「認知症施策推進大綱」（令和元年6月取りまとめ）や「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月閣議決定）などの政府施策において、高齢者・障がい者・犯罪被害者に対する適切な法的サービスの提供が求められるなど、その業務を充実させていくことが期待されています。

[詳細につきましては、第5期中期目標を御覧ください。](#)

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

支援センターにおける開示すべきセグメント情報は、各々の業務内容を基にしており全部で8つに区分しています。なお、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから2つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり (セグメント区分)	経理区分
情報提供業務	一般勘定
民事法律扶助業務	
受託業務	
犯罪被害者支援業務	一般勘定／国選弁護士確保業務等勘定
司法過疎対策業務	
国選弁護士等関連業務	国選弁護士確保業務等勘定

一定の事業等のまとまりの目標概要は、次のとおりです。

ア 情報提供業務

民事裁判手続等のIT化等を含むデジタル化社会の進展及び多様化する利用者の法的ニーズに適切に対応するため、法関連情報のデジタル配信等、情報提供の手段の多様化を図るとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図ります。

情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助を始め、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行います。

イ 民事法律扶助業務

法的問題を抱えているが自ら法的援助を求めることが困難な高齢者・障がい者等に対する支援に関して、福祉機関等との連携を更に強化し、一般法律相談援助による出張相談や特定援助対象者法律相談援助を積極的に実施します。

民事法律扶助をより身近で利用しやすいものとするため、相談体制の充実を図ります。

ウ 受託業務

目標概要はありません。

エ 犯罪被害者支援業務

犯罪被害者等に対する支援を充実させる観点から、支援センターにおける対応事例の分析や犯罪被害者等のニーズのくみ上げ、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等との協議会を通じた情報共有等を踏まえた業務の質の向上に努めるとともに、性犯罪・児童虐待など個々の犯罪被害者等の実情に配慮し、二次被害の防止を始め犯罪被害者等の心情に配慮することができるよう、支援センター職員の能力向上のための研修を実施します。

ストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する法律相談援助を始めとする犯罪被害者支援業務について、適切に周知するとともに、弁護士会、警察、その他犯罪被

害者支援を行っている関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じて適切に援助を実施します。

国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われる体制の整備に努めるとともに、被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努めるなどします。

オ 司法過疎対策業務

各司法過疎地域の実情に応じて、司法過疎地域事務所の存置・移設・設置の必要性、常勤弁護士の適正な配置等について不断の検討を行うほか、司法過疎地域事務所を設置していない地域においては、関係機関等との連携やデジタル技術の利活用など、効率的かつ効果的な方策を検討し、その実施を図ります。

カ 国選弁護等関連業務

各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間での協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任等が行われる体制を確保します。

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【法テラス運営理念】

使命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

6 中期計画及び年度計画

第5期中期計画（令和4年4月～令和8年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和7年度の年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第5期中期計画及び令和7年度計画を御覧ください。

第5期中期計画と主な指標等	令和7年度計画と主な指標等
I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	
1 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上	・ 職員の配置について、業務量の増加を的確に把握し、業務量に応じた適正なものとする。 ・ 多様な研修を実施し、職員に求められる業務知識の習得及び実務能力の向上を図る。
2 常勤弁護士の採用及び配置 【困難度：高】	・ 常勤弁護士の年間平均業務量について、中期目標期間最終年度までに、法律相談100件相当、代理援助30件相当（有償事件を含む。）、国選弁護15件相当以上とすることを目指す。
3 常勤弁護士の資質の向上	・ 常勤弁護士について実践的な研修、専門分野に特化した研修等を実施するとともにメンター制度の維持・充実を図る。
4 一般契約弁護士・司法書士の確保	・ 弁護士会及び司法書士会と連携し、説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして、サービスの向上を図りつつ、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努める。
5 事務所の存置等 【重要度・困難度：高】	・ 事務所の存置・移設・設置の必要性を検討し、必要な見直しを進める。
6 司法アクセス拡充のための体制整備	・ 各地方事務所において地方協議会を1回以上開催 ・ 人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談援助の実施件数が、令和3年度時点1.5件未満の自治体については1.5件以上、同時点1.5件以上2件未満の自治体については2件以上となる自治体の数を、令和6年度よりも増加させる。 ・ 「靈感商法等対応ダイヤル」における相談対応を引き続き行うとともに、特定不法行為等被害者特例法を適切に運用する。
II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
7 適切な情報提供の実施	・ 利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上の評価を維持
8 法教育事業及びその関連事業	・ 一般市民向け法教育事業及びその関連事業を全国で合計400回以上開催
9 民事法律扶助業務 【重要度：高】	・ 一般法律相談援助による出張相談件数及び特定援助

10 国選弁護等関連業務	対象者法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。 ・ 各地方事務所・支部において、裁判所及び弁護士会を始めとする関係機関との間において、定期的な協議の場を1回以上設ける。 ・ 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。 特に、改正刑事訴訟法（令和6年2月15日施行）の下での被害者の個人特定事項秘匿の制度の導入に伴う指名通知業務の運用変更について、各地方事務所・支部において、各地の弁護士会及び裁判所と連携・協力して円滑な運用を実現し、上記の目標時間内の指名通知の実現に努めるとともに、本部において、運用状況に関する統計データ等を基に、上記の目標時間内の指名通知を実現する上での問題点やその原因の検討・分析を行い、必要に応じて関係機関等と連携・協議を行いながら問題点の解決に努める。
11 司法過疎対策業務	・ 司法過疎地域事務所においては、必要な事務所を設置・維持し、適正な数の常勤弁護士を配置する。 ・ 司法過疎地域事務所を設置していない地域では、関係機関・団体との連携や巡回相談の活用、オンラインによる相談体制の構築などの効率的・効果的な方策を検討する。
12 犯罪被害者支援業務 【重要度：高】	・ 各地方事務所において、弁護士に向けた説明会・資料提供等を年1回以上実施 ・ 各地方事務所において、犯罪被害者支援関係機関・団体等との協議等を、年1回以上実施 ・ 被害者参加人に対する旅費等について、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。 ・ 犯罪被害者等支援弁護士制度の運用開始に向けて必要な準備を着実に進める。また、円滑かつ充実した運用を行う。
13 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実	・ 多言語情報提供サービスによる対応件数を前年度より増加させる。
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項	
14 一般管理費及び事業費の効率化 【重要度：高】	・ 一般管理費：前年度比3パーセント以上の金額に、事

15 事業の効率化	務所借上料の前年度比1パーセント以上を加えた金額を削減 ・ 事業費：前年度比1パーセント以上削減 ・ 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）におけるコールセンターの運営に当たっては、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や90パーセント以上の応答率を維持しつつも、占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）おおむね80パーセントを維持するように努める。 ・ 民事法律扶助業務について書面審査の活用や、簡易な案件の単独審査化を進め、事務手続の合理化を図る。 ・ 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて本部及び地方の適切な業務分担を行うとともに、事務負担傾向を分析するなどして、事務手続の合理化を図る。
IV. 財務内容の改善に関する事項	
16 自己収入の獲得等 【困難度：高】	・ 寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。地方公共団体その他関係機関 ・ 団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。
17 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等 【重要度・困難度：高】	・ 償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じて90パーセント以上の維持に努める。 ・ 償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。
V. その他業務運営に関する重要事項	
18 業務運営の体制維持	・ 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保 ・ 政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえて、デジタル技術の導入の検討・実施、これを活用できる人材育成研修を実施 ・ 防災・業務継続計画の見直しの検討、拠点間の応援体制の構築や勤務拠点以外の場所において業務を行う環境の整備等を進め、緊急時においても、サービス提供や業務を維持し続けられる体制を整える。
19 内部統制の確実な実施 【重要度：高】	・ ガバナンスの強化 ・ 監査の充実及びコンプライアンスの強化
20 業務内容の周知を図る取組の充実 【重要度：高】	・ 認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。

21 報酬・費用の立替・算定基準	・ ホームページの年間ページビュー数を第4期中期目標期間中の年間平均以上とする。 ・ 民事法律扶助業務の報酬・費用は立替基準の検討、国選弁護・国選付添関連業務、被害者国選弁護関連業務の報酬・費用は、算定基準の検討を行い、その結果の適切な反映を図る。
-------------------------	---

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ア 主務大臣

支援センターの主務大臣は、法務大臣となっています。

イ ガバナンス体制図

支援センターのガバナンス体制は次ページの図のとおりですが、業務方法書において、役員（監事を除く。以下本項においては同じ。）の職務の執行が総合法律支援法又はその他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図ることを定めています（業務方法書第 86 条）。

また、同じく業務方法書において、内部統制の推進に関し、役員を構成員とする内部統制機関を設置し、本部事務所内に内部統制推進部門を設置するものと定められており（同第 90 条第 1 項及び同条第 3 項）、支援センターでは、これまで、内部統制推進部門に該当する機関として内部統制推進委員会を設置していましたが、令和 8 年 3 月に同委員会を廃止し、本部事務局長の直下に、当該機関として、常設の室であるコンプライアンス推進室を新設しました。

また、同委員会の下に設置されていた、主に支援センター役職員へのコンプライアンス研修等を行っていたコンプライアンス委員会を廃止し、同室が同委員会の所掌事務を担うこととしました。その他、同じく業務方法書において、リスク管理機関によるリスク評価と対応等を求められている（同第 91 条）ところ、これらは従前通りリスク管理委員会が担っています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書「第 6 章 内部統制システムの整備に関する事項」を御覧ください。

(2) 役員等の状況

ア 定数

総合法律支援法第 22 条に基づき、役員として、理事長 1 名、監事 2 名、理事 4 名を置いています。理事長及び監事は、最高裁判所の意見を聴いて法務大臣が任命します。理事は、理事長が任命し、法務大臣へ届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています。

イ 役員一覧

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	まるしま しゅんすけ 丸島 俊介	自 令和 4年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日	昭和53年 弁護士登録（東京弁護士会） 平成20年 日本弁護士連合会事務総長 平成23年 原子力損害賠償支援機構理事 （現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構） 平成24年 法曹養成制度検討会議委員 平成29年 中央教育審議会法科大学院等特別委員会委員 同 年 日本司法支援センター理事 令和 3年 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事 退任 令和 4年 日本司法支援センター理事長
理 事 (非常勤)	すがぬま ともこ 菅沼 友子	自 令和 7年10月 1日 至 令和 8年 4月 9日	平成 2年 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成22年 第二東京弁護士会副会長 平成23年 日本弁護士連合会常務理事 平成27年 日本司法支援センター本部第一事業部長 令和 4年 第二東京弁護士会会長 令和 6年 関東弁護士会連合会理事長 令和 7年 日本司法支援センター理事

理 事 (非常勤)	きたはら と き ひ こ 北原 斗紀彦	自 平成30年 4月10日 至 令和 8年 4月 9日	昭和50年 時事通信社入社 平成21年 同本社編集特報本部長、記事審査、 解説委員、編集委員 平成25年 時事通信出版局 代表取締役 平成27年 時事総合研究所 代表取締役 平成28年 時事通信社 退職 平成29年 東京簡易裁判所民事調停委員 平成30年 日本司法支援センター理事 令和 3年 東京簡易裁判所民事調停委員 退任
理 事 (非常勤)	ほんだ のり え 本多 則恵	自 令和 7年 4月10日 至 令和 8年 4月 9日	昭和62年 労働省入省 平成28年 厚生労働省大臣官房地方課長 平成29年 厚生労働省総合政策・政策評価審議 官 平成30年 厚生労働省大臣官房審議官（雇用環 境・均等、子ども家庭担当） 令和 3年 厚生労働省大臣官房審議官（社会、 援護担当） 令和 5年 同 退官 令和 7年 日本司法支援センター理事
理 事 (非常勤)	とちぎ つとむ 栃木 力	自 令和 6年 4月10日 至 令和 8年 4月 9日	昭和56年 宮崎地方裁判所判事補任官 平成 3年 東京地方裁判所判事 平成10年 司法研修所教官 平成26年 水戸地方裁判所長 平成27年 東京高等裁判所部総括判事 令和 2年 司法研修所長 令和 3年 同 退官 令和 5年 学習院大学法科大学院特別招聘教授 令和 6年 日本司法支援センター理事

監 事 (非常勤)	まつなみ こうじ 松 並 孝二	自 令和 2年 8月31日 至 令和 7年度財務諸 表承認日	昭和63年 東京地方検察庁検事任官 平成26年 法務総合研究所国際協力部長 平成27年 旭川地方検察庁検事正 平成28年 津地方検察庁検事正 平成30年 退官 平成30年 公証人 令和 2年 日本司法支援センター監事
監 事 (非常勤)	たかはし ぜんや 高 橋 善也	自 令和 4年 9月 1日 至 令和 7年度財務諸 表承認日	平成13年 司法書士法人日本橋合同事務所入所 平成18年 税理士法人山田&パートナーズ入所 平成19年 有限責任監査法人トーマツ入所 平成24年 公認会計士高橋善也事務所開業 司法書士高橋善也事務所開業 平成27年 高橋善也税理士事務所開業 令和 4年 日本司法支援センター監事

(令和8年3月31日現在)

ウ 理事の業務分担

理事名	担 当
菅沼理事	総務、企画、内部統制、その他業務全般の統括
北原理事	情報提供・関係機関連携業務、広報・調査室業務
本多理事	民事法律扶助業務、地域連携推進室業務
栃木理事	国選弁護等関連業務、犯罪被害者支援業務

エ 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は、あずさ監査法人であり、当該監査法人の当事業年度の報酬の額は、2,000 万円（税抜）です。非監査報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員（常勤弁護士を含みます。）は、令和7年度末現在922人（前期比6人増加、0.6%増）であり、平均年齢は43歳（前期末43歳）となっています。このうち、国等からの出向者は13人、令和8年3月31日退職者は40人です。

また、当事業年度における管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異は下記のとおりです。

ア 管理職に占める女性労働者の割合	34.6%
イ 男性労働者の育児休業取得率（育児目的休暇含む）	112%

ウ 労働者の男女の賃金の差異	(全労働者)	66.0%
	(うち正規雇用労働者)	74.5% ※
	(うち非正規雇用労働者)	116.6%

※ 近年の新規採用者における女性の割合が多い状況にあることから相対的に賃金水準の低い女性労働者が、全労働者の5割ほどになる等の事情によるもの。

エ 一般事業主行動計画の作成及び取組

支援センターは、働く個々の職員に係る出産や育児等のライフイベントに配慮しつつ、その能力を十分に発揮してキャリアを形成できる人事制度の構築や働く環境の整備を促進させるため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、日本司法支援センター一般事業主行動計画を作成して、下記の取組をしています。

(ア) 育児等休業取得の促進

本計画期間中に男性労働者の育児等休業取得率を政府目標の30%に到達、維持するため、育児等休業を取得した男性職員の体験例の紹介をするなどしています。

(イ) 超過勤務の削減と年次休暇取得の促進

超過勤務時間の減少傾向を維持しつつ、年次休暇取得率を70%に到達させるため、土日等に年次有給休暇を組み合わせることで連続休暇を推奨するなどしています。

(ロ) 女性管理職の割合の増加

職員全体に占める女性管理職の割合を35%まで引き上げるため、女性管理職員のロールモデルの紹介をするなどしています。

(ハ) 多様なキャリア形成が可能となる人事制度の検討・実施

職員において、多様なキャリア形成を可能とするため、人事制度に関するアンケート結果を踏まえ、具体的制度の導入に向け検討及び意見交換を進めています。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

本部を東京都中野区に置くとともに、【別紙2】のとおり、全国に事務所がありますが、いずれも賃貸であり所有する施設はありません。

(5) 純資産の状況

ア 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	351	-	-	351
資本金	351	-	-	351

イ 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和7年度は、目的積立金の申請を行っていません。

また、繰越積立金の増減もありません。

(6) 財源の状況

ア 財源の内訳

令和7年度の法人単位の収入決算額は 50,253 百万円であり、国からの財政措置の他にも様々な収入があり、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
前年度繰越金	1,370	2.7%
運営費交付金	18,788	37.4%
受託収入	19,696	39.2%
補助金等収入	72	0.1%
事業収入	10,221	20.3%
事業外収入	105	0.2%
合計	50,253	100%

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

イ 自己収入に関する説明

支援センターにおける主な自己収入は、主として、民事法律扶助業務に係る事業収入 9,998 百万円、常勤弁護士が実施する有償受任事件からの収入として司法過疎対策業務に係る事業収入 222 百万円、日本弁護士連合会等からの受託収入 985 百万円にて構成されています。

[詳細につきましては、後述の「9 業績の適正な評価の前提情報」の事業スキームも御覧ください。](#)

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

支援センターは、国民等が、法的問題を解決するための制度をより容易に利用でき、弁護士・司法書士等の法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするという「総合法律支援」に関する事業の実施態勢を充実・強化するために設立された法人です。あまねく全国において、誰もが、いつでも、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すとともに、セーフティネットとして、引き続き社会貢献を果たしてまいります。

後記(8)アにも記載しておりますが、国際連合の「持続可能な開発目標（SDGs）」でも、「全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」ことが目標の一つに掲げられています（ターゲット 16.3）。

この目標の達成に貢献しうる主たる業務としては、民事法律扶助業務において、
 ア 経済的に困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（一般法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

イ 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力にかかわらず法律相談を行い、特定援助対象者のうち資力基準を満たす方については、一定の行政不服申立てに係る弁護士又

は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務（特定援助対象者援助事業）。

ウ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定された大規模災害の被災者を対象に、災害発生日から1年を超えない範囲内で、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施する業務（被災者法律相談援助）。

を行っています。

また、社会的に問題が指摘されている諸課題への対応として、令和7年度は、犯罪被害者支援制度を拡充し、令和8年1月13日から犯罪被害者等支援弁護士制度の運用を開始しました。また、犯罪の被害に遭われてお困りの方に対し、全国8か所においてワンストップ相談会を開催し、お悩みを多角的・総合的に支援・救済するために、関係機関の相談員等と連携し、包括的な相談体制にて対応しました。

さらに、若年層支援として、令和7年1月から、いわゆる「トー横」問題を受けて東京都が設置した青少年・若者を対象とした総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」により精度の高い情報提供を行うため常勤弁護士を派遣し、法制度の説明や適切な相談窓口を案内する取組を試行し、令和7年4月から本格実施しました。

環境配慮として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとしています。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

支援センターは、民事法律扶助業務を承継した財団法人法律扶助協会時代から培われた知見やノウハウ、開業からの業務運営を通じてこれまでその時々へのニーズに対応するなどして蓄積・整備された法的トラブルに係る「よくある質問と答え」（FAQ）や関係機関情報データベース、全国で幅広く活動する常勤弁護士等、様々な強みを有しており、質の高い、豊かな法的サービスの源泉となっています。その状況は以下のとおりです。

ア 「裁判を受ける権利」を実質的に保障する民事法律扶助業務

憲法32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」ことを保障していますが、訴訟に要する様々な費用を自ら負担できなければ、実際に自分の権利を裁判によって実現することはできません。また、国際連合の「持続可能な開発目標（SDGs）」でも、「全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」ことが目標の一つに掲げられています（ターゲット16.3）。民事法律扶助は、支援センターが弁護士・司法書士の費用等を立て替えることによって、利用者の「裁判を受ける権利」を実質的に保障する制度と位置付けられています。

イ 利用者のニーズに即した豊富なFAQや関係機関情報データベース

支援センターでは、様々な問合せに対する確かな情報提供が行えるよう、法制度情報をFAQとして整備しています。また、全国の相談窓口情報をデータベース化して、データの拡充と最新化に努めています。

ウ 司法アクセスを拡充する常勤弁護士の幅広い活動

支援センターの常勤弁護士は、支援センターとの間で勤務契約を締結している弁護士です。司法へのアクセスが何らかの事情で妨げられているために、弁護士による法的支援が受けられないでいる方々のために活動をしています。

司法アクセスへの障害としては、例えば、身近に弁護士がいない場合もあれば、まとまった弁護士費用を用意できないという場合、置かれた環境等により支援情報が届かない場合、認知能力が不十分であるために自ら法的支援を求めることが難しい場合もあります。こうした多様な事情を抱える方々にも司法にアクセスしていただけるように、創意工夫を重ね、行政、福祉、その他様々な関係機関と連携して出張相談等のアウトリーチの手法による法的支援に取り組んでいます。

このように、多くの常勤弁護士がそれぞれの勤務地で関係機関と連携し、全国の仲間と助け合いながら、今日も様々な法的問題の解決に当たっています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

令和7年度は、内部統制推進委員会の定期的な開催など組織全体で計画的な取組を実施しました。また、内部統制体制強化のため、令和8年3月にコンプライアンス推進室を設置しました。

令和8年2月までは、内部統制推進委員会の下にリスク管理委員会とコンプライアンス委員会を設置し、リスク管理委員会では、令和6年度に実施した内部監査での指摘事項等に関してモニタリングを行い、改善に向けた必要な措置を検討・実施しました。また、本部内各課室において抽出したリスクを各課室の課題として、進捗管理を行いました。コンプライアンス委員会では、職員に対するコンプライアンス教育を強化するため定期的なコンプライアンス情報の発信やコンプライアンス・マニュアルに対する理解度テストなどを実施しました。

令和8年3月に、内部統制推進委員会及びコンプライアンス委員会を廃止し、本部事務局長の直下に常設の室であるコンプライアンス推進室を設置しました。地方事務所等に内部統制推進責任者を設置し、コンプライアンス違反行為についての通報の義務化、通報を受けたコンプライアンス推進室から理事長、内部統制担当理事及び監事等への報告体制の整備、組織横断的な調査体制の整備等を行うことで、内部統制体制を強化しました。

支援センターでは業務において多くの個人情報等を取り扱うことから「情報セキュリティ対策」、業務を法令に基づいて適正に遂行するため、職員の「コンプライアンス意識の醸成」に特に取り組んでいます。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

ア 情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティ水準の向上を図るため、令和7年6月に改訂された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を参考とし、セキュリティ関係規程の改定を検討しました。

また、職員のセキュリティ意識向上を図るため、以下のとおり研修、訓練及び教育を実施しました。

まず、情報セキュリティに関する研修につき、令和7年度は、総務部門研修受講者に対して令和6年度に改定したセキュリティ関係規程と情報セキュリティに関する講義を、4級合格者研修受講者に対し、4級職員に求められる情報セキュリティの知識やシステム構成及び情報セキュリティ対策を盛り込んだ講義を実施しました。

次に、依然として重大な脅威である「標的型攻撃」に備えるため、任意の職員を対象に昨今の標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの対策訓練を実施したほか、全職員を対象に、標的型攻撃を含む不審メールへの防御及び理解促進のため、事務連絡を発出して注意喚起を徹底しました。

さらには、情報セキュリティに関する基礎知識をまとめた統一的な教育資料を作

成し、全職員に配布した上で、アクティブラーニングを用いた自学やチェックシートを利用した自己点検を実施しました。

イ 内部監査指摘事項の業務運営への反映

リスク管理委員会においては、令和6年度に実施した内部監査結果の指摘事項を分析し、その改善状況をモニタリングしました。これらの進捗状況や結果については、本部全課室で共有しながら業務改善の取組を推進し、内部監査指摘事項が業務運営へ反映されるように取り組みました。

ウ 職員に対するコンプライアンスの推進

支援センターの業務運営には、職員の適切な事務遂行が欠かせないところ、法令遵守の意識を常に高く維持する必要性があり、業務運営上の重要な課題として認識しています。そのため、前述のコンプライアンス委員会は、本部に設置された課室から横断的に実務に精通したメンバーを招集し、構成しています。

同委員会では、コンプライアンス週間と位置付ける任意の期間において、コンプライアンス・マニュアルに対する理解度チェックの実施による知識の定着や、情報漏えい事故の類型別事例集の検討・再確認による意識の向上を図り、全職員を対象にコンプライアンスの重要性への理解の促進に努めました。さらには、新規採用者研修において、コンプライアンスに関する講義の時間を設定して、実施しています。

前記のとおり、令和8年3月にコンプライアンス委員会は廃止し、その業務をコンプライアンス推進室へ引き継ぎました。

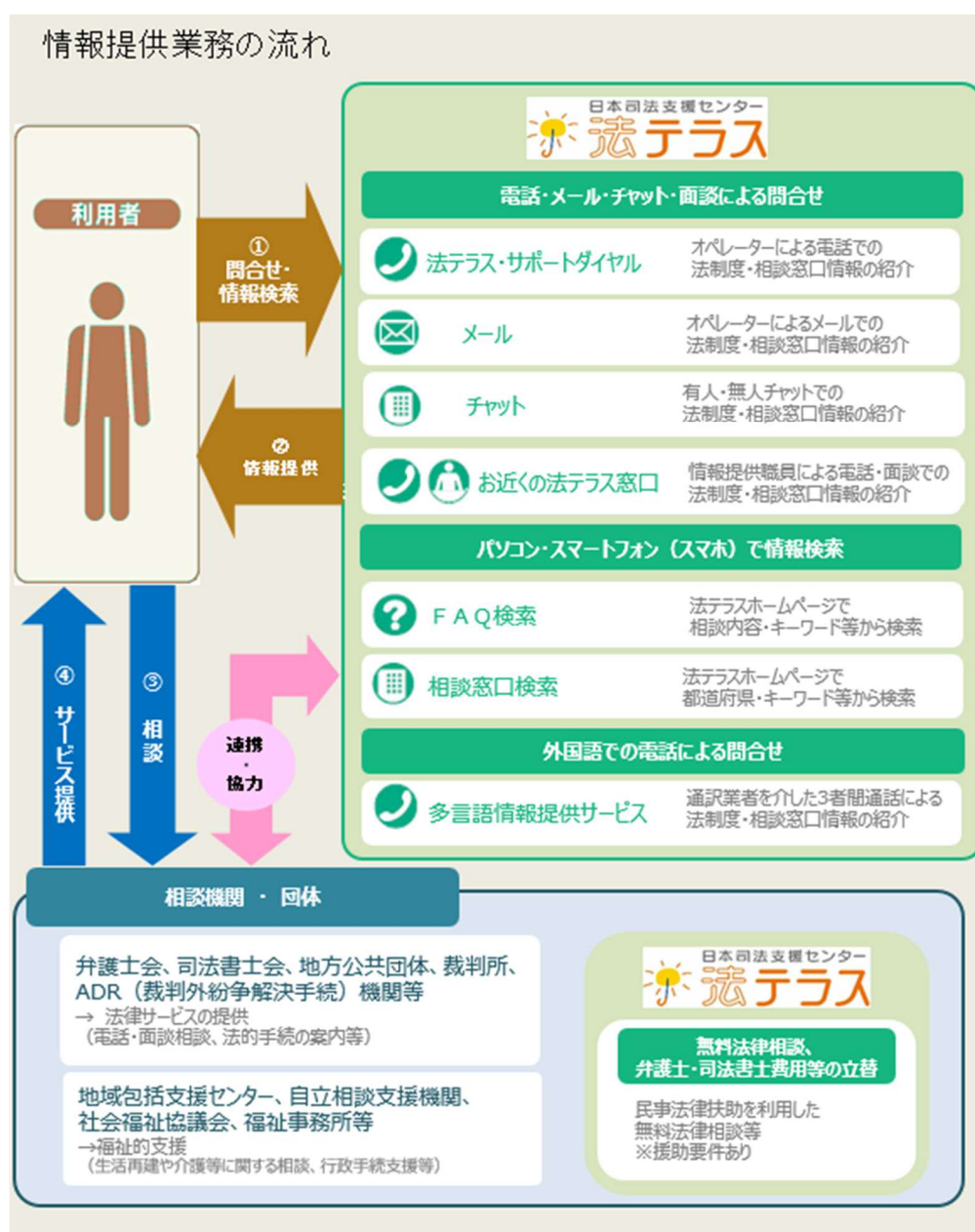
[詳細につきましては、業務実績等報告書を御覧ください。](#)

9 業績の適正な評価の前提情報

令和7事業年度の支援センターの各業務についての御理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

(1) 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報及び相談機関・団体（弁護士会、司法書士会及び地方公共団体等）の相談窓口等に関する情報を無料で提供する業務です。その全国統一窓口であるコールセンター（愛称「法テラス・サポートダイヤル」）の運営については、業務開始当初から平成22年度までは外部業者に委託をしてきましたが、平成23年度からは自主運営を開始しました。事業の財源は、運営費交付金収益等です。



(2) 民事法律扶助業務

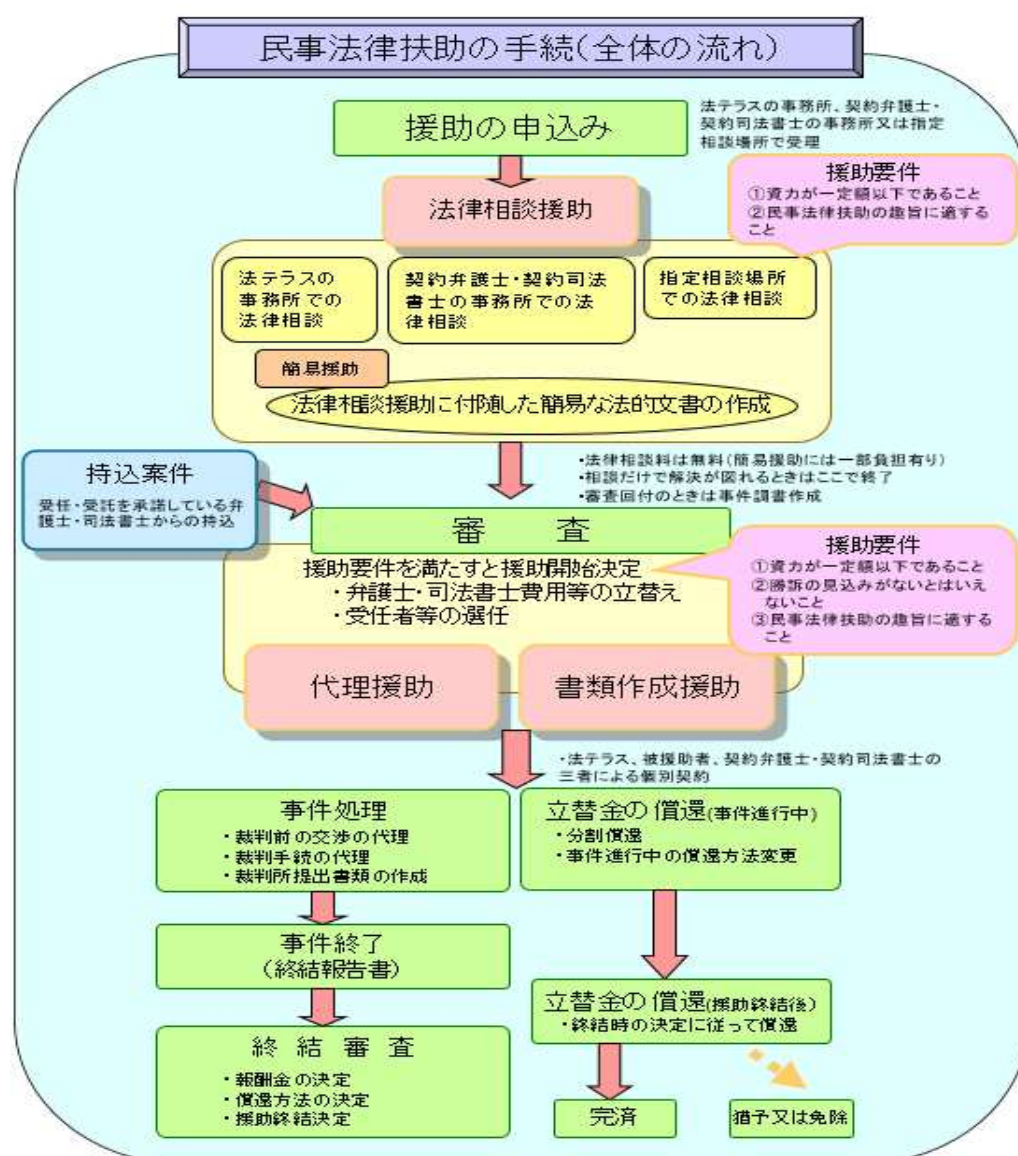
経済的に困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（一般法律相談援助）、必要な場合には、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助及び書類作成援助）業務です。

平成 28 年 7 月 1 日から、政令で指定する大規模災害の被災者を対象に、災害発生日から 1 年を超えない範囲で、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施する被災者法律相談援助業務を行っています。

また、平成 30 年 1 月 24 日から、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談援助業務を行っています。

事業の財源は、費用立替制度を利用された方々からの償還金、民事法律扶助事業収益¹、資産見返運営費交付金戻入²及び運営費交付金収益等となっています。

- 1 常勤弁護士が担当した民事法律扶助事件の対価（着手金、実費及び報酬金）として、その年度中に確定した額。
- 2 民事法律扶助立替金に係る貸倒引当金を計上するために、貸倒引当金繰入額に対応して計上される損益計算上の収益。この計上のために改めて運営費交付金が投入されるものではありません。



(3) 震災法律援助業務

平成 24 年 4 月 1 日に東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律が施行されたことに伴い、翌 2 日より、全国の地方事務所にて、東日本大震災法律援助事業を開始しました。

この事業は、震災発生時に災害救助法適用市町村（東京都を除く。）に住所又は営業所等があった方を対象に、資力を問わず、震災に起因する紛争について援助を行うものです。

スキームはほぼ民事法律扶助業務と同じですが、違いもあります。その違いを比較すると以下のとおりとなります。

	震災法律援助業務	民事法律扶助業務
利用者の条件	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日時点で住居や営業所等があった方	収入や資産（預貯金・不動産等）が一定額以下である方
無料法律相談の対象	刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて
弁護士・司法書士による「代理」の対象	■震災に起因する事件の以下の手続 ・民事、家事、行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む） ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続	民事、家事、行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む）
弁護士・司法書士による「書類作成」の対象	■震災に起因する事件の以下の書類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力株式会社に対する請求書等	訴状等の民事裁判上の書類
弁護士・司法書士費用の返済	事件の終了時から月々1万円もしくは5千円というように分割で返済	原則として事件の開始時から月々1万円もしくは5千円というように分割で返済

なお、震災特例法が令和3年3月31日で失効したため、震災法律援助の新規申込みも同日付けで終了しています。

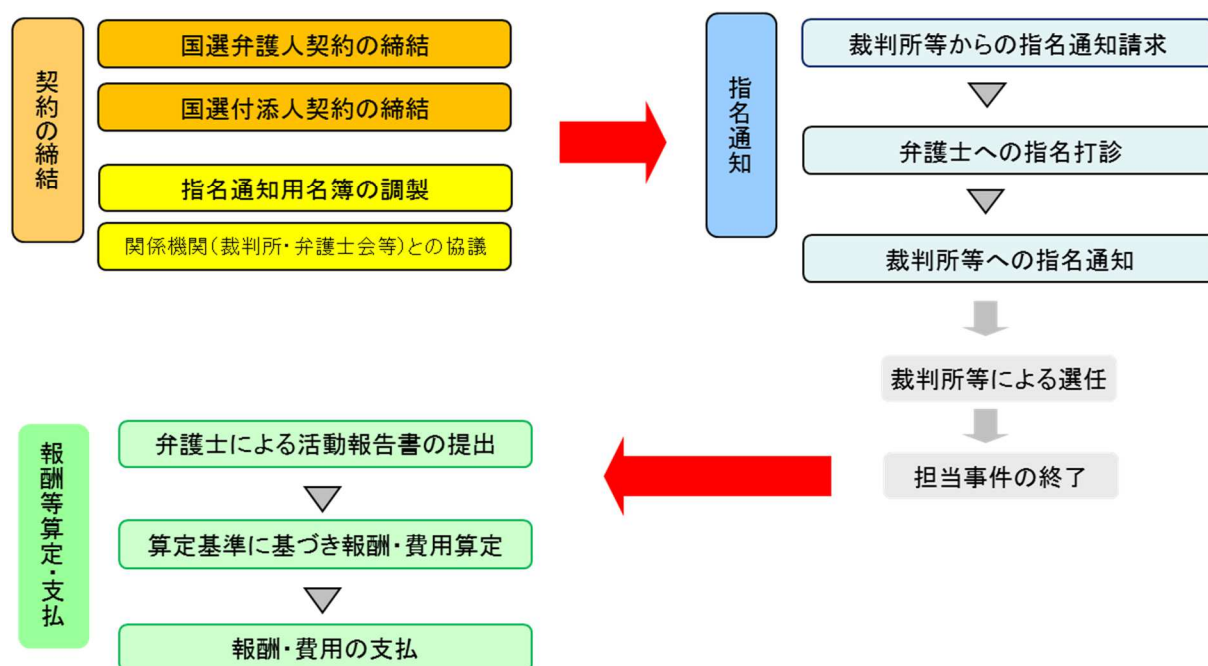
(4) 国選弁護等関連業務

国からの委託を受け、ア. 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人及び国選付添人候補の指名並びに裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務、イ. 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定・支払等並びにウ. 被害者参加人に対する旅費等の支給を行う業務です。

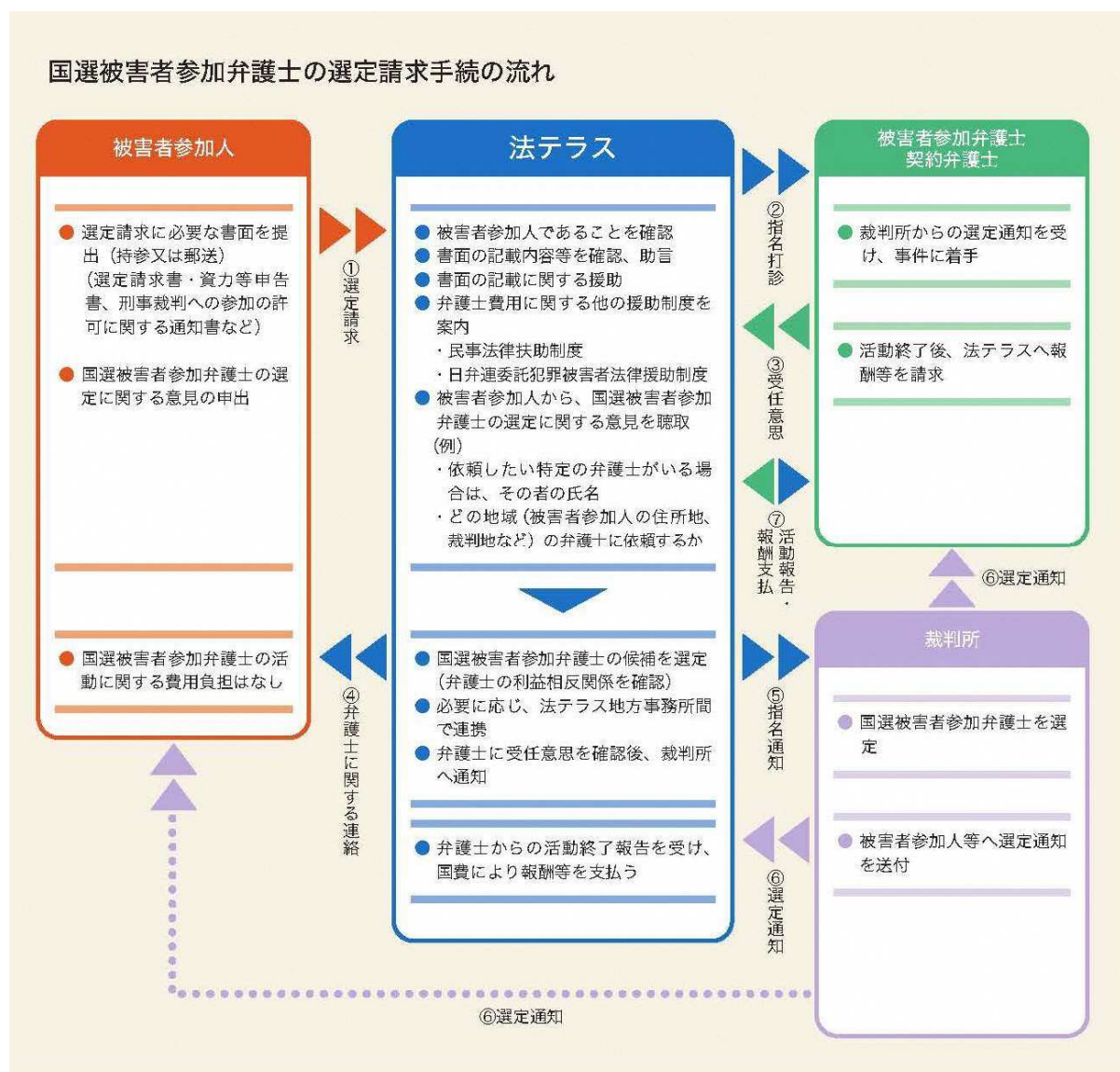
事業の財源は、政府受託収益等となっています。

ア 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人及び国選付添人候補の指名並びに裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務

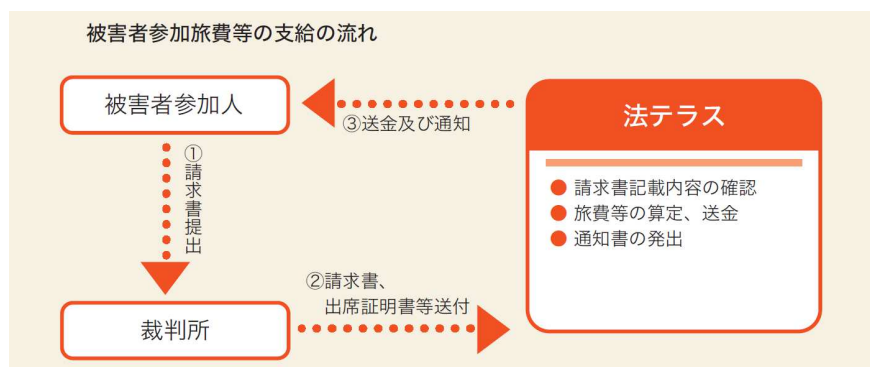
国選弁護関連業務の概要



イ 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務



ウ 被害者参加人に対する旅費等の支給を行う業務



(5) 司法過疎対策業務

身近に弁護士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、当センターに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務です。

令和8年3月末時点で、司法過疎地域事務所は34か所となっています。

いずれの司法過疎地域事務所においても、民事法律扶助事件、国選弁護事件、その他有償での法律事務全般を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えています。

事業の財源は、有償受任事業収益、運営費交付金収益等となっています。

(6) 犯罪被害者支援業務

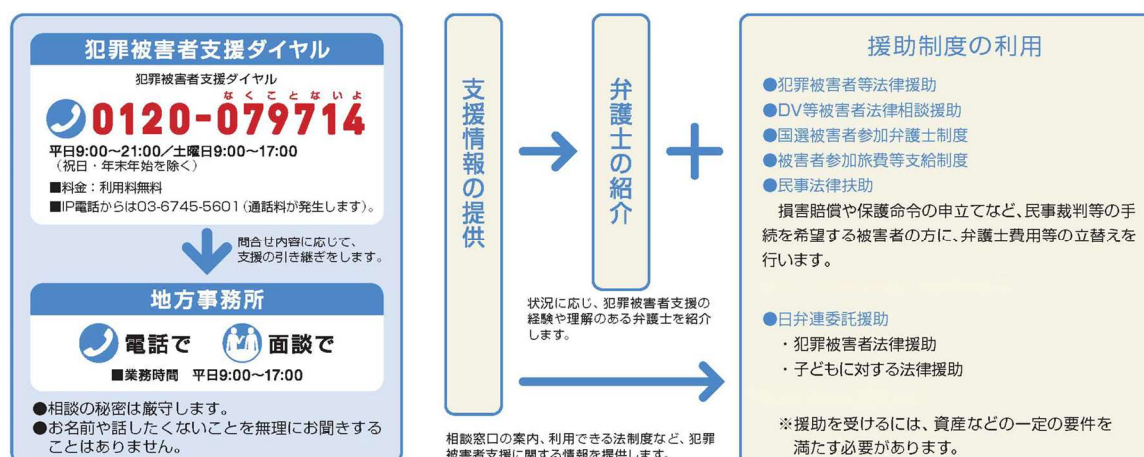
犯罪の被害に遭われた方や御家族の方などに対し、犯罪により被った損害の回復や苦痛の軽減を図り、その被害に関する刑事手続に適切に関与するための支援を行う業務です。

具体的には、法制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携による相談窓口の案内・取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務、被害者参加旅費等支給制度に関する業務があります。

また、平成30年1月24日から、DV・ストーカー・児童虐待の被害者を対象に、資力にかかわらず法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務を行っています。

さらに、令和8年1月13日から、殺人や性犯罪などの犯罪の被害者等であって、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがある被害者等を包括的かつ継続的に援助する犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）を行っています。

事業の財源は、運営費交付金収益及び政府受託収益等となっています（政府受託収益を財源とするものについては、(4) 国選弁護等関連業務に説明を記載しています。）。



(7) 受託業務

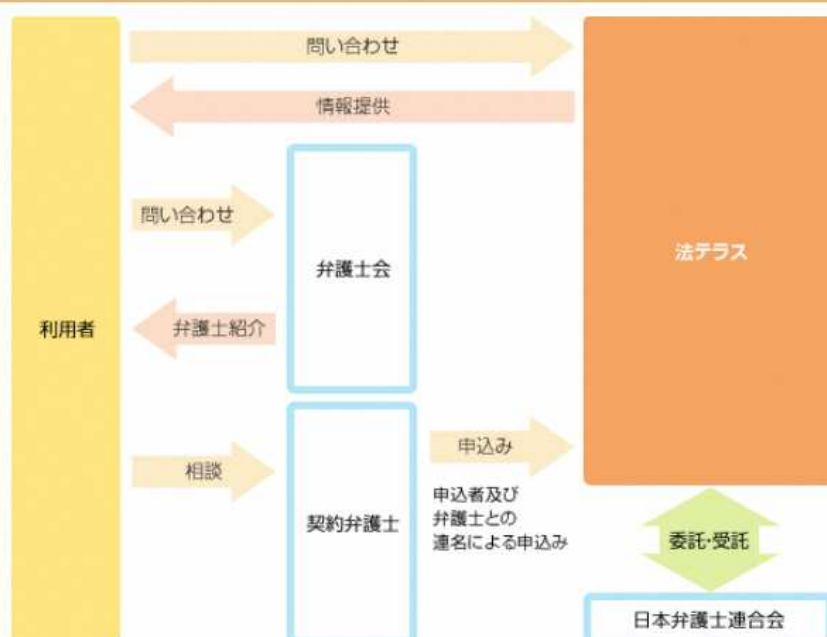
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務であり、平成19年10月1日より日本弁護士連合会から「日本弁護士連合会委託援助業務」を受託しています。

【日本弁護士連合会委託援助業務】

総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない方を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行っています。

事業の財源は、日本弁護士連合会からの委託費（日弁連受託事業収益）となっています。

受託業務の流れ



10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

情報提供業務
コールセンター問合せ件数…442,452 件 地方事務所問合せ件数…246,939 件 チャットボット利用件数…117,088 件
民事法律扶助業務・震災法律援助業務
※震災法律援助件数を括弧書きで内数として記載している。
法律相談援助件数…307,136 件 代理援助件数（当期開始決定分）…110,821 件（0 件） 書類作成援助件数（当期開始決定分）…4,045 件（0 件） 契約弁護士数…24,362 人（令和8年4月現在） 契約司法書士数…7,598 人（令和8年4月現在）
国選弁護等関連業務
被疑者国選弁護事件受理件数…85,628 件 被告人国選弁護事件受理件数…51,983 件 国選付添人事件受理件数…4,674 件 国選弁護人契約弁護士数…32,420 人（令和8年4月現在） 国選付添人契約弁護士数…16,305 人（令和8年4月現在）
犯罪被害者支援業務
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数…31,640 件 地方事務所問合せ件数…15,671 件 精通弁護士紹介件数…3,717 件 精通弁護士登録数…4,095 人（令和8年4月現在） DV等法律相談援助件数…2,382 件 DV等被害者援助弁護士数…2,441 人（令和8年4月現在） 犯罪被害者等法律相談援助件数…93 件 犯罪被害者等代理援助件数…51 件 犯罪被害者等法律援助契約弁護士数…1,362 人（令和8年4月現在） 国選被害者参加弁護士選定請求件数…855 件 被害者参加弁護士契約弁護士数…5,991 人（令和8年4月現在）
受託業務
申込受付件数…13,006 件

[詳細につきましては、業務実績等報告書を御覧ください。](#)

(2) 自己評価

各業務（セグメント）毎の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

[詳細につきましては、業務実績等報告書を御覧ください。](#)

項 目	評価 (注)	行政コスト
I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項		
1 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上	A	
2 常勤弁護士の採用及び配置【困難度：高】	B	
3 常勤弁護士の資質の向上	B	
4 一般契約弁護士・司法書士の確保	B	
5 事務所の存置等【重要度・困難度：高】	B	
6 司法アクセス拡充のための体制整備	A	
II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
7 適切な情報提供の実施	A	1,019 百万円（※1）
8 法教育事業及びその関連事業	A	
9 民事法律扶助業務【重要度：高】	B	11,697 百万円（※2）
10 国選弁護等関連業務	A	15,507 百万円（※3）
11 司法過疎対策業務	B	2,009 百万円（※4）
12 犯罪被害者支援業務【重要度：高】	A	711 百万円（※5）
13 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実	A	（※1、2 の合計）
III. 業務運営の効率化に関する事項		
14 一般管理費及び事業費の効率化【重要度：高】	B	
15 事業の効率化	A	（※1、2、3、5 の合計）
IV. 財務内容の改善に関する事項		
16 自己収入の獲得等【困難度：高】	B	
17 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等【重要度・困難度：高】	A	（※2）
V. その他業務運営に関する重要事項		
18 業務運営の体制維持	B	
19 内部統制の確実な実施【重要度：高】	A	
20 業務内容の周知を図る取組の充実【重要度：高】	B	
21 報酬・費用の立替・算定基準	B	

（注1） ピンク色はセグメント区分を表しています。

- ※1…情報提供業務、※2…民事法律扶助業務、※3…国選弁護等関連業務、
※4…司法過疎対策業務、※5…犯罪被害者支援業務

(注2) 項目別評定

i 評定区分

- ・ 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。
- ・ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。
- ・ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：支援センターの業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：支援センターの業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は評価委員会が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを勧告する必要があると認めた場合）。

- ・ 「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、評価委員会が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを勧告する必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和4年度	5年度	6年度	7年度
評価	B	B	B	—
理由	令和6年度の項目別評価では、A評価が8項目、B評価が13項目あり、重要度「高」又は困難度「高」とされた業務を含めて、全般的にB評価が多くを占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われている。			

(注) 評価区分

S：支援センターの業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：支援センターの業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を求める。

1 1 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
前年度繰越金	—	1,370	(注1)
運営費交付金	19,808	18,788	
受託収入	19,872	19,696	
補助金等収入	70	72	
事業収入	9,963	10,221	
事業外収入	91	105	(注2)
支出			
事業経費	37,578	37,714	
一般管理費	2,623	2,168	
人件費	9,603	9,343	

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

予算額と決算額の差額の説明

(注1) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分 1,019 百万円及び政府出資金 351 百万円です。

(注2) 雑益が増加したことによります。

[詳細につきましては、決算報告書を御覧ください。](#)

1 2 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金(*1)	9,909	未払金	6,926
未収金	1,498	預り金	268
民事法律扶助立替金	30,305	リース債務	521
貸倒引当金	△23,061	賞与引当金	680
賞与引当金見返	680	その他	154
その他	158	固定負債	
固定資産		資産見返負債	9,155
有形固定資産	696	退職給付引当金	3,611
無形固定資産	2,627	資産除去債務	245
破産更生債権等	12,044	その他	911
貸倒引当金	△12,044	負債合計	22,472
敷金・保証金	221	純資産の部	
退職給付引当金見返	3,611	資本金	
		政府出資金(*2)	351
		資本剰余金(*3)	542
		利益剰余金(*4)	3,280
		純資産合計(*5)	4,173
資産合計	26,645	負債純資産合計	26,645

(注) 百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、内訳の計と一致しない場合があります (以下同様)。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
損益計算書上の費用	38,595
経常費用(*6)	38,595
臨時損失(*7)	－
その他行政コスト	－
行政コスト合計	38,595

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金 額
経常費用 (A) (*6)	38,595
業務費	
契約弁護士報酬	17,243
人件費	6,774
貸倒引当金繰入額	6,905
貸倒損失	427
その他	577
一般管理費	
人件費	2,112
不動産賃借料	1,556
その他	2,977
財務費用	25
経常収益 (B)	39,624
運営費交付金収益	11,342
政府受託収益	18,449
民事法律扶助事業収益	468
有償受任事業収益	222
日弁連受託事業収益	982
その他自己収益	103
資産見返負債戻入	7,496
賞与引当金見返に係る収益	680
退職給付引当金見返に係る収益	△198
財務収益	20
雑益	59
臨時損失 (C) (*7)	－
臨時利益 (D)	－
当期総利益 (E=(B+D)-(A+C))	1,029

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金 (*2)	資本剰余金 (*3)	利益剰余金 (*4)	純資産合計 (*5)
当期首残高	351	552	2,251	3,155
当期変動額	－	△10	1,029	1,019
当期純利益	－		1,029	1,029
当期末残高	351	542	3,280	4,173

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	1,002
民事法律扶助立替金の支出	△16,197
契約弁護士報酬の支出	△17,169
物品又はサービスの購入による支出	△4,415
人件費支出	△9,234
運営費交付金収入	18,788
政府受託収入	17,875
民事法律扶助立替金の償還等による収入	9,955
有償業務による収入	213
日弁連受託事業による収入	1,044
その他業務収入及び支出	141
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△289
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△503
資金増加額(D=A+B+C)	210
資金期首残高 (E)	9,399
資金期末残高(F=E+D) (*8)	9,609

[詳細につきましては、財務諸表を御覧ください。](#)

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金 額
資金期末残高(*8)	9,609
定期預金	300
現金及び預金(*1)	9,909

1 3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和7年度末現在の資産の合計は26,645百万円であり、前年度との比較で95百万円増加しました。これは、ソフトウェアが531百万円減少したこと、ソフトウェア仮勘定が627百万円増加したこと等が要因です。

負債の合計は22,472百万円であり、前年度との比較では924百万円減少しました。これは、運営費交付金債務が1,019百万円減少したこと等が要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和7年度の行政コストは、38,595百万円であり、前年度との比較では、1,364百万円増加しました。これは、業務費が1,360百万円増加したこと等が要因です。

(3) 損益計算書

経常費用は合計38,595百万円であり、前年度との比較では、1,364百万円増加しました。これは、貸倒引当金繰入額が1,143百万円増加したこと、契約弁護士報酬が597百万円増加したこと等が要因です。

他方、経常収益は合計39,624百万円であり、前年度との比較では1,988百万円増加しました。これは、資産見返運営費交付金戻入が996百万円増加したこと等が要因です。

以上のことから、当期総利益1,029百万円を計上しました。

(4) 純資産変動計算書

令和7年度の純資産は、4,173百万円であり、前年度比1,019百万円増加しました。これは、利益剰余金が1,029百万円増加したこと等が要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、1,002百万円であり、前年度との比較では、841百万円減少しました。投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス289百万円であり、前年度との比較では、マイナス幅が3百万円減少しました。さらに、財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス503百万円であり、前年度との比較では、マイナス幅が42百万円増加しました。

これらのキャッシュ・フローにより、資金期末残高は9,609百万円となっており、期首残高との比較では、210百万円増加しました。これは、運営費交付金収入の増加、政府受託収入の減少等が要因です。

1 4 内部統制の運用に関する情報

支援センターは、役員（監事を除く。）の職務の執行が総合法律支援法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

＜内部統制の推進に関する事項（業務方法書第 90 条）＞

役員（監事を除く。）の職務の執行が総合法律支援法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制推進委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和 7 年度においては、令和 7 年 5 月、同年 11 月、令和 8 年 2 月に開催しています。

＜内部監査（業務方法書第 94 条）＞

理事長は、支援センターの業務運営の合理化、諸規定の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行わせ、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっており、令和 7 年度の内部監査は適正に実施されたことを確認しています。

＜監事監査（業務方法書第 95 条）＞

監事は、支援センターの業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができますが、令和 7 年度においてそのような事項はありませんでした。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 16 年	6 月	総合法律支援法公布
平成 17 年	9 月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成 18 年	4 月 10 日	日本司法支援センター設立
	10 月 2 日	業務開始
		法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成 19 年	3 月 30 日	総合法律支援法第 30 条第 2 項に規定する業務(受託業務)の委託者として日弁連、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4 月 1 日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10 月 1 日	日弁連委託援助業務開始
	11 月 1 日	国選付添人に関する業務開始
平成 20 年	12 月 1 日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成 21 年	5 月 21 日	裁判員制度スタート
		被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成 24 年	4 月 1 日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)が施行
平成 25 年	12 月 1 日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成 26 年	4 月 1 日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	6 月 18 日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成 27 年	3 月 31 日	法テラス震災特例法の延長が決定(平成 30 年 3 月 31 日まで)
平成 28 年	6 月 3 日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	7 月 1 日	平成 28 年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始(平成 29 年 4 月 13 日まで)
平成 29 年	9 月 27 日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行日を平成 30 年 1 月 24 日とする政令が公布
平成 30 年	1 月 24 日	改正総合法律支援法が全面施行
	3 月 30 日	法テラス震災特例法の 2 度目の延長が決定(令和 3 年 3 月 31 日まで)
	6 月 1 日	被疑者国選弁護制度対象事件が勾留事件全件に拡大
	7 月 14 日	平成 30 年 7 月豪雨の被災者に対する「被災者法律相談援助」開始(令和元年 6 月 27 日まで)
令和元年	10 月 18 日	令和元年台風第 19 号の被災者に対する「被災者法律相談援助」開始(令和 2 年 10 月 9 日まで)
令和 2 年	3 月 31 日	中国残留孤児援護基金委託援助業務終了
	5 月 11 日	「電話等による法律相談援助」開始

	7月 1日	外国人在留支援センター内に「国際室」設置
	7月 14日	令和2年7月豪雨の被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和3年7月2日まで）
令和3年	3月 31日	法テラス震災特例法が失効
令和4年	11月 14日	「靈感商法等対応ダイヤル」を開設
令和5年	4月 1日	「電話等による法律相談援助」の対象者拡大
令和6年	1月 11日	令和6年能登半島地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和6年12月31日まで）
	3月 19日	「特定被害者法律援助業務」開始
	4月 1日	民事法律扶助 ひとり親世帯への支援を拡充
	12月 25日	令和6年奥能登豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和7年9月19日まで）
令和8年	1月 13日	「犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）」の運用開始

第1期中期目標期間 平成18年4月～平成22年3月

第2期中期目標期間 平成22年4月～平成26年3月

第3期中期目標期間 平成26年4月～平成30年3月

第4期中期目標期間 平成30年4月～令和4年3月

第5期中期目標期間 令和4年4月～令和8年3月

(2) 設立に係る根拠法：総合法律支援法（平成16年6月2日法律第74号）

(3) 主務大臣

法務大臣（法務省大臣官房司法法制部司法法制課）

(4) 組織図

【別紙1】のとおり。

(5) 事務所の所在地

【別紙2】のとおり。

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
当事業年度は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
資産	26,313	24,644	25,260	26,550	26,645	
負債	20,816	22,850	22,510	23,396	22,472	
純資産	5,496	1,794	2,750	3,155	4,173	
行政コスト	33,181	34,626	35,114	37,231	38,595	
経常費用	33,181	34,626	35,114	37,231	38,595	
経常収益	36,543	34,799	35,982	37,635	39,624	
当期総利益	3,361	281	955	405	1,029	(注)
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,574	△555	△13	1,843	1,002	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△559	△352	△932	△292	△289	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△318	△206	△287	△461	△503	
資金期末残高	10,655	9,542	8,310	9,399	9,609	

(注) 令和3年度、同7年度の当期総利益が大きくなっているのは、中期目標期間の最終年度にあたり、運営費交付金債務全額を収益化したことによります。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

【予算】

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
運営費交付金	16,460	事業経費	33,352
受託収入	18,127	情報提供業務	472
補助金等収入	75	民事法律扶助業務	17,788
事業収入	10,745	国選弁護等関連業務	13,306
事業外収入	52	犯罪被害者支援業務	800
		司法過疎対策業務	37
		受託業務	949
		共通	—
		一般管理費	2,554
		人件費	9,551
合 計	45,458	合 計	45,458

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

【収支計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
経常費用	45,458
事業経費	33,352
一般管理費	2,554
人件費	9,551
減価償却費	—
財務費用	—
臨時損失	—
経常収益	45,458
運営費交付金	16,460
受託収入	18,127
補助金等収入	75
事業収入	10,745
事業外収入	52
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

【資金計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	45,458
経常費用	45,458
業務活動による支出	45,458
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
翌年度繰越金	—
資金収入	45,458
業務活動による収入	45,458
運営費交付金による収入	16,460
受託収入	18,127
その他の収入	10,871
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期中期目標の期間よりの繰越金	—

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

[詳細につきましては、年度計画を御覧ください。](#)

16 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

ア 貸借対照表

○現金及び預金	: 現金、預金
○未収金	: 国からの国選弁護士確保業務等委託費、依頼者からの常勤弁護士受任事件報酬等の未収金
○民事法律扶助立替金	: 民事法律扶助業務の代理援助及び書類作成援助における、弁護士・司法書士への報酬金・実費等立替金の、被援助者からの未回収残高
○貸倒引当金	: 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金
○賞与引当金見返	: 賞与引当金に対応して計上される資産
○その他（流動資産）	: 郵券・収入印紙等の貯蔵品、事務所賃料等の前払費用
○有形固定資産	: 支援センターが長期にわたって使用又は利用する建物及び工具器具備品
○無形固定資産	: 業務統合管理システムや財務会計システム等のソフトウェア等で、具体的な形態を持たない固定資産
○破産更生債権等	: 民事法律扶助立替金及び常勤弁護士受任事件の未収金のうち、回収可能性の低い債権
○敷金・保証金	: 事務所賃料等に係る敷金、保証金
○退職給付引当金見返	: 退職給付引当金に対応して計上される資産
○未払金	: 民事法律扶助立替金、国選弁護士契約弁護士報酬や役務提供等の取引による債務の未払金
○預り金	: 民事法律扶助事件、所得税等に関する預り金
○リース債務	: 1年以内に支払期限が到来するリース債務
○賞与引当金	: 当期に負担すべき賞与のうち、運営費交付金及び委託費による財源措置が行われる部分について、支給見込額に基づいて計上する引当金
○その他（流動負債）	: 常勤弁護士受任事件の前受金等
○資産見返負債	: 民事法律扶助立替金の純額並びに運営費交付金及び受贈を財源として取得された償却資産の見合いとして計上される負債
○退職給付引当金	: 運営費交付金及び委託費により財源措置される退職金に係る引当金
○資産除去債務	: 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの
○その他（固定負債）	: 長期預り寄附金及び長期リース債務

- 政府出資金 : 国からの出資金であり、支援センターの財産的基礎を構成
- 資本剰余金 : 設立時に、財団法人法律扶助協会からの承継財産として取得した資産や前中期目標期間繰越積立金を財源にした業務統合管理システムの利用開始等に対応するものであり、支援センターの財産的基礎を構成
- 利益剰余金 : 支援センターの業務に関連して発生した剰余金累計額

イ 行政コスト計算書

- 損益計算書上の費用 : 損益計算書における経常費用
- その他行政コスト : 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、支援センターの実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
- 行政コスト : 支援センターのアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、支援センターの業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

ウ 損益計算書

- 契約弁護士報酬 : 国選弁護士確保業務及び日弁連受託業務等において契約弁護士等に支払った報酬並びに民事法律扶助業務の法律相談援助費
- 人件費（業務費） : 支援センターの業務の管理を主に行う職員を除く職員に要する給与、賞与及び法定福利費等の経費
- 貸倒引当金繰入額 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金への繰入額
- 貸倒損失 : 当期に発生した民事法律扶助立替金及び未収金の貸倒による損失
- その他（業務費） : 情報提供、民事法律扶助等各業務に係る通信運搬費及び消耗品費等の経費
- 人件費（一般管理費） : 支援センターの業務の管理を主に行う職員等に要する給与、賞与及び法定福利費等の経費

- 不動産賃借料 : 地方事務所や借上宿舍等の賃借料
- その他（一般管理費） : 情報提供、民事法律扶助等各業務に直接係らない通信運搬費及び消耗品費等の経費
- 財務費用 : 支払利息
- 運営費交付金収益 : 支援センターの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- 政府受託収益 : 国からの国選弁護士確保業務等委託費のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- 民事法律扶助事業収益 : 常勤弁護士が受任した民事法律扶助事件からの収入
- 有償受任事業収益 : 常勤弁護士が受任した有償事件からの収入
- 日弁連受託事業収益 : 日弁連からの業務委託費のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- その他自己収益 : しょく罪寄附金等による寄附金収益等
- 資産見返負債戻入 : 貸倒引当金繰入相当額及び償却資産の減価償却相当額を、資産見返負債から取り崩したもの
- 賞与引当金見返に係る収益 : 賞与引当金の計上に伴う当該引当金繰入に対応して計上される収益
- 退職給付引当金見返に係る収益 : 退職給付引当金の計上に伴う当該引当金繰入に対応して計上される収益
- 財務収益 : 受取利息
- 雑益 : 職員宿舍使用料本人負担分等

エ 純資産変動計算書

- 当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

オ キャッシュ・フロー計算書

- 業務活動によるキャッシュ・フロー : 通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、物品又はサービスの購入による支出並びに人件費支出等
- 投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、有形固定資産及び無形固定資産の取得・売却等による収入・支出及び定期預金の払戻と預入による収入・支出
- 財務活動によるキャッシュ・フロー : リース債務の返済による支出

(2) その他公表資料等との関係の説明

ホームページでは、支援センターの御案内や各イベント等の募集等を発信しています。

また、支援センターのことをわかりやすく説明した様々な刊行物を作成しています。各刊行物については、支援センターのホームページからPDFデータでダウンロードすることができます。

法テラスを利用したい方へ

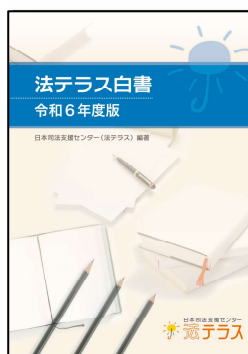


一般リーフレット



バンフレット

組織概要を知りたい方へ



白書



法人バンフレット

利用対象者別パンフレット



高齢者支援パンフレット

知的障害者支援
パンフレット

点字バンフレット

犯罪被害者支援リーフレット



法律問題Q&Aシリーズ



シリーズ内容

離婚問題、相続問題、労働問題、多重債務問題、
成年後見、身近なトラブル

広報誌



調査報告書



東日本大震災の被災者等への法的支援に関する
ニーズ調査報告書



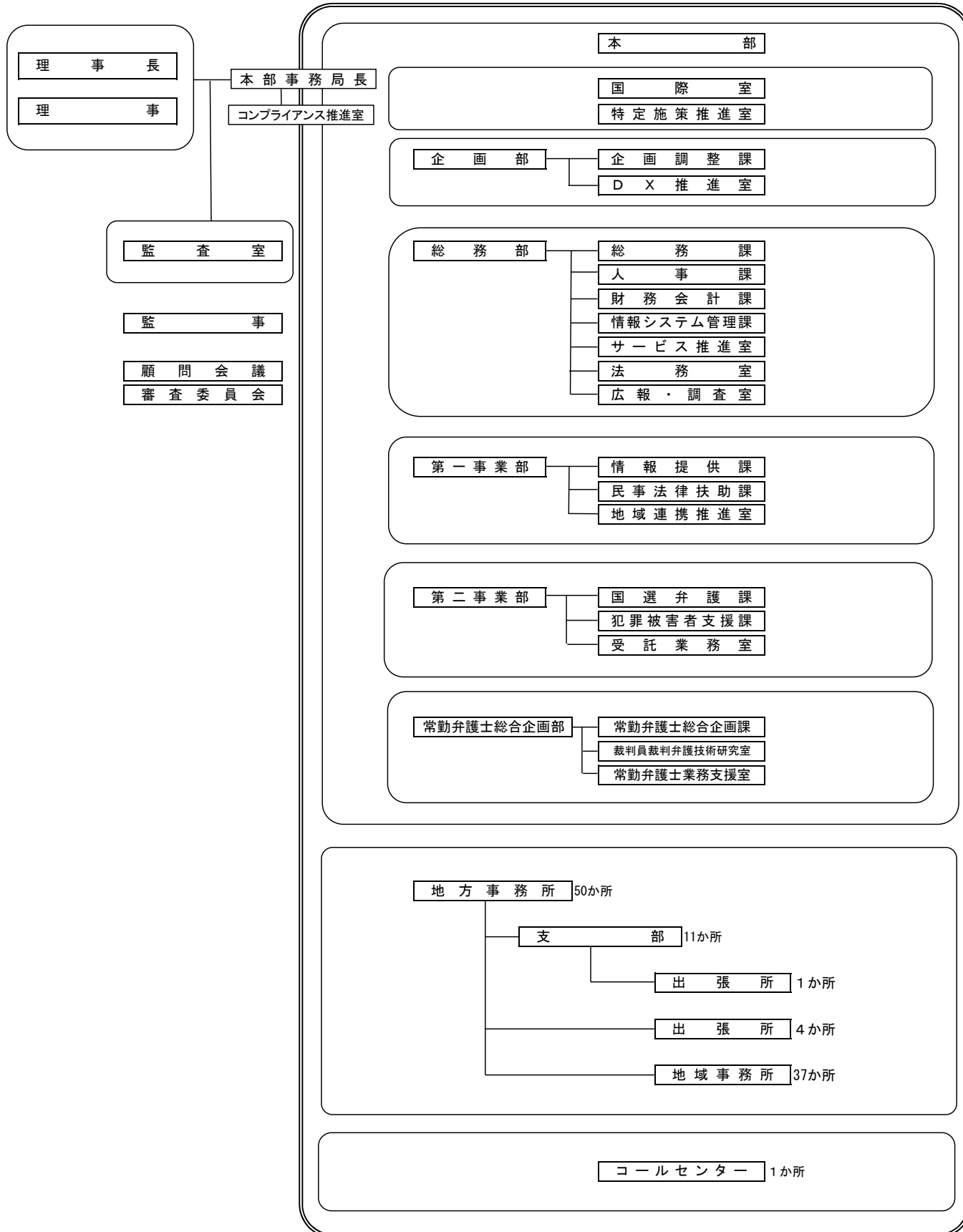
法律扶助のニーズ及び
法テラス利用状況に関する
調査報告書

紀要



総合法律支援論叢

令和8年3月31日現在



日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

令和8年3月31日現在

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号		FAX番号
1	本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	—	0503383-5333	03-5334-7090
	国際室	160-0004	新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F外国人在留支援センター(フレスク)内	0570-011000	—	03-5369-3311
	裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F外国人在留支援センター(フレスク)内	—	0503383-0062	03-5369-3311
	常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F外国人在留支援センター(フレスク)内	—	0503383-0062	03-5369-3311
2	東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0570-078301	0503383-5300	03-6911-0150
	霞が関分室	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3F	—	0503383-5330	03-3502-6856
3	上野出張所	110-0015	台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル6F	0570-078304	0503383-5320	03-6284-7344
4	多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0570-078305	0503383-5327	042-527-3051
5	多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0570-078307	0503383-5310	042-656-3201
6	神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0570-078308	0503383-5360	045-662-9356
7	川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0570-078309	0503383-5366	044-246-0406
8	小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0570-078311	0503383-5370	0465-24-7402
9	埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0570-078312	0503383-5375	048-838-7230
10	川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0570-078313	0503383-5377	049-242-5321
11	熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	—	0503383-5380	048-522-8260
12	秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	—	0503383-0023	0494-25-1962
13	千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0570-078315	0503383-5381	043-225-9206
14	松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0570-078316	0503383-5388	047-366-6575
15	茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0570-078317	0503383-5390	029-231-1731
16	下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 セナミビル1F	—	0503383-5393	0296-44-8461
17	牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	—	0503383-0511	029-873-6946
18	栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0570-078318	0503383-5395	028-622-0987
19	群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-3-12 しのめ信用金庫前橋営業部ビル4F	0570-078320	0503383-5399	027-232-9727
20	静岡地方事務所	420-0031	静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F	0570-078321	0503383-5400	054-251-3677
21	沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0570-078322	0503383-5405	055-931-0320
22	浜松支部	430-0929	浜松市中央区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0570-078324	0503383-5410	053-451-1722
23	下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	—	0503383-0024	0558-27-1167
24	山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 イリックスビル1F	0570-078326	0503383-5411	055-232-7540
25	長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0570-078327	0503383-5415	026-226-7675
26	新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0570-078328	0503383-5420	025-225-6171
27	佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡中央会館1F	—	0503383-5422	0259-52-2675
28	大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0570-078329	0503383-5425	06-6367-1156
29	堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0570-078331	0503383-5430	072-232-8547
30	京都地方事務所	604-8187	京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435 京都御池第一生命ビルディング3F	0570-078332	0503383-5433	075-231-4355
31	福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	—	0503383-0519	0773-23-6374
32	兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13F	0570-078334	0503383-5440	078-362-2698
33	阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0570-078335	0503383-5445	06-6411-2010
34	姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業㈱第2ビル	0570-078336	0503383-5448	079-284-2308
35	奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0570-078338	0503383-5450	0742-24-3213
36	南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下瀬68-4 やすらぎビル4F	—	0503383-0025	0747-52-9179
37	滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中三楽ビル5F	0570-078339	0503383-5454	077-521-9122
38	和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0570-078340	0503383-5457	073-425-9201
39	愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0570-078341	0503383-5460	052-241-1065
40	三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0570-078342	0503383-5465	0564-22-5308
41	三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル6F	0570-078344	0503383-5470	059-222-5096
42	岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0570-078345	0503383-5471	058-262-0902
43	可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	—	0503383-0005	0574-61-2940
44	中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	—	0503383-0068	0573-66-5551

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号		FAX番号
45	福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F	0570-078348	0503383-5475	0776-22-0354
46	石川地方事務所	920-0937	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0570-078349	0503383-5477	076-263-7065
47	富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0570-078351	0503383-5480	076-493-9450
48	魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	—	0503383-0030	0765-22-2594
49	広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0570-078352	0503383-5485	082-224-0023
50	山口地方事務所	753-0045	山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2F	0570-078353	0503383-5490	083-932-8141
51	岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0570-078354	0503383-5491	086-234-8413
52	鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0570-078357	0503383-5495	0857-20-2298
53	倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピースビル202号室	—	0503383-5497	0858-26-6019
54	島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0570-078358	0503383-5500	0852-23-7802
55	浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	—	0503383-0026	0855-22-1560
56	西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	—	0503383-5326	08512-2-4750
57	福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0570-078359	0503383-5501	092-722-3501
58	北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0570-078360	0503383-5506	093-511-1571
59	佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0570-078361	0503383-5510	0952-28-7202
60	長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0570-078362	0503383-5515	095-824-6688
61	佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402号室	—	0503383-5516	0956-25-5340
62	杵岐地域事務所	811-5133	杵岐市郷ノ浦町本村触550-1 海陽ビル2F	—	0503383-5517	0920-47-3585
63	五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	—	0503383-0516	0959-72-5968
64	対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	—	0503383-0517	092-052-5032
65	平戸地域事務所	859-5121	平戸市岩の上町1507-1 NTT平戸ビル本館2F	—	0503383-0468	0950-23-8286
66	雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14-3 雲仙市小浜老人福祉センター2F	—	0503383-5324	0957-74-3185
67	大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0570-078363	0503383-5520	097-532-6673
68	熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0570-078365	0503383-5522	096-352-6350
69	高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	—	0503383-0469	0967-62-0861
70	鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F	0570-078366	0503383-5525	099-223-6146
71	鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	—	0503383-5527	0994-44-6922
72	指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	—	0503383-0027	0993-24-2657
73	奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	—	0503383-0028	0997-53-5076
74	徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎2F	—	0503381-3471	0997-82-3261
75	宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0570-078367	0503383-5530	0985-27-2876
76	延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	—	0503383-0520	0982-33-0551
77	沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0570-078368	0503383-5533	098-855-3220
78	宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	—	0503383-0201	0980-72-6552
79	宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0570-078369	0503383-5535	022-263-4558
80	福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0570-078370	0503383-5540	024-535-2939
81	会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F		0503383-0521	0242-24-3903
82	ふたば出張所	979-0403	双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 広野みらいオフィス2F	0570-078376	0503381-3805	0240-28-0061
83	山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0570-078381	0503383-5544	023-633-0180
84	岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0570-078382	0503383-5546	019-652-5516
85	宮古地域事務所	027-0083	宮古市大通4-4-22 宮古中央ビル2F	—	0503383-0518	0193-64-3519
86	気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9-5	0570-078385	0503383-1402	0192-26-4855
87	秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0570-078386	0503383-5550	018-825-1211
88	鹿角地域事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	—	0503383-1416	0186-30-1320
89	青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0570-078387	0503383-5552	017-773-5021
90	むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	—	0503383-0067	0175-22-3695
91	鰺ヶ沢地域事務所	038-2761	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内	—	0503383-8369	0173-82-1525
92	札幌地方事務所	060-0001	札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0570-078388	0503383-5555	011-219-3818
93	函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0570-078390	0503383-5560	0138-26-3520
94	江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	—	0503383-5563	0139-52-5039
95	八雲地域事務所	049-3106	二海郡八雲町富士見町21-1	—	0503383-8366	0137-63-4633

【別紙2】

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号		FAX番号
96	旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0570-078391	0503383-5566	0166-25-2066
97	釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0570-078392	0503383-5567	0154-42-0168
98	香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0570-078393	0503383-5570	087-851-3023
99	徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F	0570-078394	0503383-5575	088-655-2777
100	高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0570-078395	0503383-5577	088-873-3023
101	須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	—	0503383-5579	0889-42-2001
102	安芸地域事務所	784-0003	安芸市久世町9-20 すまいるあき4F	—	0503383-0029	0887-34-8532
103	中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	—	0503383-0467	0880-35-5488
104	愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0570-078396	0503383-5580	089-932-0213